

東京医療保健大学 国立病院機構立川キャンパス衛生委員会規程

令和7年7月16日
立川看護学部

(目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学安全衛生管理規程に基づき、国立病院機構立川キャンパスにおける衛生委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営、調査審議事項等を定め、衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会の調査審議事項は、東京医療保健大学衛生委員会(以下「全学衛生委員会」という。)との連携の下、次のとおりとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本的な対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (6) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (7) 定期に行われる健康診断、診察又は措置の結果ならびにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (9) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (10) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 全学衛生委員会委員に任命された専任教員または事務職員
 - (2) 衛生管理者 1名
 - (3) 産業医 1名
 - (4) 安全に関する経験を有する教職員の中から、立川看護学部長が指名した者 1名
 - (5) 衛生に関する経験を有する教職員の中から、立川看護学部長が指名した者 1名
- 2 委員長は、第1項第1号に定める者をもって充てる。
- 3 委員長以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする。

(任務)

第4条 委員長は、委員会を招集するとともに、委員会の統括ならびに円滑な運営を図ることとする。

2 委員は、職員の安全・衛生に関する事項について、委員会に参画し、委員会の目的達成に努めるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が退職により欠員が生じた場合は、速やかに補充する。補充委員の任期については、前任者の在任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- (2) その他委員長が必要と認めたとき。

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、立川事務部が行う。

2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存するものとする。

3 委員会の開催の都度、議事の概要を教職員に周知するものとする。

附 則 この規程は、令和7年7月1日より施行する。